

(証券コード 4027)
2022年6月10日

株 主 各 位

大阪市大正区船町1丁目3番47号
(本社事務所 大阪市中央区谷町4丁目11番6号)

テイカ株式会社

代表取締役社長執行役員 山 崎 博 史

第156回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第156回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年6月27日（月曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会における新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主の皆様におかれましては、可能な限り事前に議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

電磁的方法による議決権行使に際しましては、4ページに記載の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区南船場4丁目3番2号 ヒューリック心斎橋ビル3階
T K P ガーデンシティ P R E M I U M 心斎橋「バンケット」

※今後の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://www.tayca.co.jp/>）にてご案内いたしますので、株主総会当日にご来場予定の株主様は、本株主総会前にあらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第156期（自2021年4月1日
至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査等委員会の第156期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tayca.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表も含まれます。
- ・事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tayca.co.jp/>）に掲載させていただきます。

【株主総会における新型コロナウイルス感染防止対策について】

- ・ご出席される株主様におかれましては、体温測定、マスクの着用および消毒液の使用にご協力をお願いいたします。
- ・会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・本年も株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめとさせていただきます。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

当社では、議決権行使書の郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

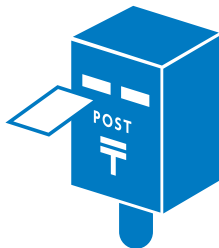


株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時

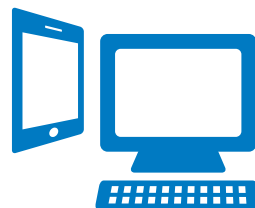


書面の郵送により 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時40分までに到着



インターネットにより 行使される場合

当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時40分までに入力

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、次ページ記載の内容をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認のうえ、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

※午前2時から午前5時まではご利用いただけません。



スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使は、バーコード読み取り機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちのスマートフォンまたは携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

■ アクセス手順

1 議決権行使サイトへアクセス

2 ログイン

3 パスワード登録

- 1 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- 2 株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。

ご 注 意 事 項

(1) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- ① 議決権行使書の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(2) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(ヘルプデスク)

0120-173-027

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

【機関投資家の皆様へ】

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

添 付 書 類

事 業 報 告

(自 2021年 4 月 1 日)
(至 2022年 3 月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種の普及に伴う経済活動の再開や海外経済の改善等により、景気は持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ウクライナ情勢等の地政学リスクや原燃料価格の高騰、急激な円安の進行等により、依然として先行きは不透明な状況で推移しました。

このような状況の下、当社グループは、中期経営計画「MOVING-10 STAGE 1」のもと、「変革による拡大」と「新素材の創出」に注力するとともに、製造原価の低減、業務効率の向上に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の業績につきましては、輸出を中心に汎用用途の酸化チタン、機能性微粒子製品の販売が回復したこと、圧電材料を含む電子材料等の販売が好調に推移したことおよび各連結子会社の売上増も寄与したことにより、売上高は463億6千2百万円（前期比20.7%増）、営業利益は36億5千1百万円（前期比24.7%増）、経常利益は41億5千6百万円（前期比51.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、28億4千5百万円（前期比47.6%増）となりました。

当連結会計年度の事業別の概況は次のとおりであります。

① 機能性材料事業

汎用用途の酸化チタンは、新型コロナウイルス感染症により低迷していた需要が回復したこと、原燃料価格の高騰に伴う販売価格改定を進めたことにより、販売数量、売上高ともに前期を上回りました。

機能性用途の微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛、表面处理製品の販売は、米国、中国等の海外を中心に回復したことにより、販売数量、売上高ともに前期を上回りました。

以上の結果、当事業の売上高は228億2千7百万円（前期比17.4%増）となりました。

② 電子材料・化成品事業

界面活性剤は、販売数量は前期並みとなりましたが、販売価格改定を進めたこと、海外連結子会社の販売が好調に推移したことにより、売上高は前期を上回りました。

導電性高分子薬剤は、ＩＣＴ、５Ｇインフラなどの需要が堅調に推移し、販売数量、売上高ともに前期を上回りました。

無公害防錆顔料は、海外顧客向け販売が堅調に推移し、販売数量、売上高ともに前期を上回りました。

圧電材料は、海外連結子会社も含め医療機器用の販売が好調に推移したため、売上高は前期を上回りました。

以上の結果、当事業の売上高は221億5千5百万円（前期比25.1%増）となりました。

③ その他

倉庫業は、新規案件の獲得や採算是正の実施などにより、売上高は前期を上回りました。

以上の結果、当事業の売上高は13億7千9百万円（前期比10.8%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株による感染の再拡大の懸念もあり、先行きは不透明な状況で推移すると予想されます。

当社グループを取りまく事業環境は次のとおりであります。

① 機能性材料事業

汎用用途の酸化チタンに関しましては、需要回復の兆しはあるものの、原燃料価格の高騰により、今後も収益面で厳しい状況になると予想しております。

機能性用途の微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛および表面処理製品に関しましては、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響で主用途であるUVカット剤需要が激減しておりましたが、ワクチン接種の普及による経済活動の段階的な再開が進んでおり、今後欧米だけでなく、アジア地域でも需要は回復していくものと予想され、市況を注視しつつ販売維持・拡大に努めます。

② 電子材料・化成品事業

電子材料に関しましては、国内外で需要が好調に推移するものと予想しており、特に圧電材料については、2022年1月末に完成した「圧電単結晶材料量産工場」の稼働に伴い、日本と米国の両製造拠点を確保したため、世界各国への安定的な製品供給により、更なる拡販に努めてまいります。また、化成品事業に関しましても、洗剤など日用品向けの需要は堅調に推移すると見ており、タイ・ベトナムの海外連結子会社ともに、世界各地の需要に対応すべく力を注ぎます。

このような状況下、当社グループは激変する環境にスピードをもった的確かつ柔軟に対応す

るとともに、グループ一丸となって一層の企業価値向上に努めてまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は27億4千7百万円であり、その主なものは工場設備の更新等であります。

① 当期中に完成した主要な設備投資

電子材料・化成品事業

圧電単結晶材料製造設備新設工事（2022年4月より稼働開始）

② 当期継続中の主要な設備投資

特記事項はありません。

(4) 資金調達の状況

特に記載すべき重要なものではありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第153期 2019年 3月期	第154期 2020年 3月期	第155期 2021年 3月期	第156期 (当期) 2022年 3月期
売 上 高(百万円)	47,385	45,435	38,402	46,362
経 常 利 益(百万円)	6,033	5,798	2,740	4,156
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	4,007	3,830	1,927	2,845
1株当たり当期純利益	170円47銭	163円70銭	83円16銭	122円79銭
総 資 産(百万円)	63,916	63,554	69,177	72,128
純 資 産(百万円)	45,356	46,940	50,230	51,263

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
テイカ倉庫株式会社	95 ^{百万円}	100 [%]	倉 庫 業
テイカ商事株式会社	15	100	化 学 工 業 薬 品 の 売 販
T F T 株 式 会 社	30	100	圧 電 材 料 の 販 売
テイカM&M株式会社	10	100	エ ン ジ ニ ア リ ン グ 荷 役 請 負
ジャパンセリサイト株式会社	50	50	セリサイト製品の 販 売
TAYCA(Thailand) Co.,Ltd.	160 ^{百万バーツ}	86	界 面 活 性 剤 の 製 造 ・ 販 売
TAYCA(VIETNAM) CO.,LTD.	1,897 ^{億ドン}	100	界 面 活 性 剤 の 製 造 ・ 販 売
TRS Technologies, Inc.	12 ^{万ドル}	100	圧電単結晶製品等の 製 造 ・ 販 売

(注) テイカM&M株式会社に対する出資比率は、子会社による間接保有であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容	売上高 構成比
機能性材料	酸化チタン、微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛、 表面処理製品、光触媒用酸化チタン等の製造、販売	% 49.2
電子材料・化成品	界面活性剤、硫酸、無公害防錆顔料、導電性高分子 薬剤、圧電材料等の製造、販売	47.8
その他	化学工業薬品等の輸送、保管	3.0
	合 計	100

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 店 (大阪市大正区)
本社事務所 (大阪市中央区)
東 京 支 店 (東京都中央区)
大 阪 工 場 (大阪市大正区)
岡 山 工 場 (岡山市東区)
熊 山 工 場 (岡山県赤磐市)

② 子会社

テ イ カ 倉 庫 株 式 会 社 (大阪市西淀川区)
テ イ カ 商 事 株 式 会 社 (大阪市中央区)
T F T 株 式 会 社 (大阪市大正区)
テ イ カ M & M 株 式 会 社 (大阪市西淀川区)
ジャパンセリサイト株式会社 (東京都中央区)
TAYCA(Thailand)Co.,Ltd. (タイ)
TAYCA(VIETNAM)CO.,LTD. (ベトナム)
TRS Technologies,Inc. (米国)

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
825名	9名減

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,651百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,293
株式会社トマト銀行	570

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 75,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,714,414株(うち自己株式2,539,291株)
- (3) 株主数 4,199名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S.A. 107704	2,543 ^{千株}	10.97 [%]
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,829	7.89
三 井 物 産 株 式 会 社	1,784	7.69
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,630	7.03
山 田 産 業 株 式 会 社	1,470	6.34
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	1,009	4.35
テ イ カ グ ル ー プ 持 株 会	958	4.13
中 央 日 本 土 地 建 物 株 式 会 社	694	2.99
関 西 ペ イ ン ト 株 式 会 社	612	2.64
住 友 商 事 株 式 会 社	500	2.15

- (注) 1. 当社は、自己株式2,539千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行」の持株数1,009千株は、委託者である株式会社みずほ銀行が議決権の指図権を留保しております。
3. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 長	名 木 田 正 男	
代 表 取 締 役 員 社 長 執 行 役 員	山 崎 博 史	内部監査室管掌
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	出 井 俊 治	営業部、東京支店、大阪研究所、岡山研究所、 電子材料部管掌 T F T株式会社代表取締役社長
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	西 野 雅 彦	環境品質管理部、資材部、大阪工場管掌 テイカ商事株式会社代表取締役社長
取 締 役 員 上 席 執 行 役 員	岩 崎 多 摩 太 郎	熊山工場管掌、岡山工場長
取 締 役 員 常 勤 監 査 等 委 員	宮 崎 晃	
取 締 役 員 監 査 等 委 員	山 田 裕 幸	山田産業株式会社代表取締役社長
取 締 役 員 監 査 等 委 員	田 中 等	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士
取 締 役 員 監 査 等 委 員	山 本 浩 二	大阪学院大学経営学部教授 大阪府監査委員
取 締 役 員 監 査 等 委 員	尾 崎 ま み こ	神戸大学工学研究科応用化学専攻客員教授 理化学研究所生命機能研究科学センター客員教授

- (注) 1. 監査等委員である取締役山田裕幸、田中等、山本浩二、尾崎まみこの4氏は、社外取締役であります。また、当社は株式会社東京証券取引所に対して山田裕幸、田中等、山本浩二、尾崎まみこの4氏を独立役員とする届出書を提出しております。
2. 監査等委員である取締役山本浩二氏は、会計学等の大学教授として長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために宮崎晃氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。
- 当該保険契約の被保険者は取締役および子会社役員等であります。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、次のとおりであります。

・基本方針

当社の取締役報酬は、多様で優秀な人材が獲得保持でき、また当社の永続的な成長と中長期的な企業価値向上を促すことができる報酬体系とする。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、世間水準や社員給与との調和等を勘案して定めた役員報酬規定の役位別金額に応じて支給額を決定する。

・業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、営業利益、売上高営業利益率等の各指標の前3期実績の平均値と直近の実績値との対比および直近の期首業績予想値と実績値との対比等をもとに達成度を係数にし、役員報酬規定に定められた役位別のベース金額を乗じて支給額を決定する。各指標は中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、独立社外取締役の助言を得た上で、見直しを行うものとする。

・当事業年度の業績連動報酬における主な指標

	2021年3月期実績値		前3期実績平均値		2021年3月期期首業績予想値	
	営業利益 (百万円)	売上高営業 利益率(%)	営業利益 (百万円)	売上高営業 利益率(%)	営業利益 (百万円)	売上高営業 利益率(%)
連結	2,927	7.6	5,885	13.1	2,000	4.9

・金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員を除く取締役の業績連動報酬は各指標の達成度に応じて変動する仕組みとし、その割合は報酬額の0%～約16%の範囲内で決定する。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

役員報酬規定および算定方法の決定権限は、代表取締役が有し、個人別の報酬額は上記方法で算定した額と世間水準や社員給与との調和等を勘案し、代表取締役が原案を作成、独立社外取締役の助言を得た上で、取締役会において決定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・ 監査等委員を除く取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第153回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員を除く取締役の員数は、5名です。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第153回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、5名です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	160	143	16	－	5
取締役（監査等委員） （社外取締役は除く）	13	13	－	－	1
社外取締役（監査等委員）	20	20	－	－	4

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役山田裕幸氏は、山田産業株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社は同社との間に石膏の販売等の取引関係があります。

取締役田中等氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であり、当社は同弁護士法人との間で、顧問契約を締結しております。

取締役山本浩二氏は、大阪学院大学経営学部教授および大阪府監査委員であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役尾崎まみこ氏は、神戸大学工学研究科応用化学専攻客員教授および理化学研究所生命機能研究科学センター客員教授であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 当期における主な活動状況

社外取締役 山 田 裕 幸

当期に開催した取締役会13回の全てに出席し、また監査等委員会9回の全てに出席し、主にこれまでに培ってきた経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の報酬、人事の決定にあたり、代表取締役が作成した原案について助言を行うことにより、独立した客観的立場から、業績等の評価を報酬や人事に反映させる等、経営陣の監督に努めております。

社外取締役 田 中 等

当期に開催した取締役会13回の全てに出席し、また監査等委員会9回の全てに出席し、主にこれまでに弁護士として培ってきた企業法務等の専門的見識および豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の報酬、人事の決定にあたり、代表取締役が作成した原案について助言を行うことにより、独立した客観的立場から、業績等の評価を報酬や人事に反映させる等、経営陣の監督に努めております。

社外取締役 山 本 浩 二

当期に開催した取締役会13回の全てに出席し、また監査等委員会9回の全てに出席し、主に大学教授としての会計学等の専門的な知識および豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の報酬、人事の決定にあたり、代表取締役が作成した原案について助言を行うことにより、独立した客観的立場から、業績等の評価を報酬や人事に反映させる等、経営陣の監督に努めております。

社外取締役 尾 崎 まみこ

当期に開催した取締役会13回の全てに出席し、また監査等委員会9回の全てに出席し、主に技術系研究者として長年にわたり培ってきた専門的見識、また女性初の日本比較生理生化学会会長に就任するなどの豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の報酬、人事の決定にあたり、代表取締役が作成した原案について助言を行うことにより、独立した客観的立場から、業績等の評価を報酬や人事に反映させる等、経営陣の監督に努めております。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役全員は、それぞれ当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

恒 栄 監 査 法 人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額 31百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、TAYCA(Thailand)Co.,Ltd.およびTAYCA(VIETNAM)CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠が当社の事業規模や事業内容に適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人が業務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 当社および子会社からなる企業集団における取締役および使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「ティカグループ行動規範」に沿って常にコンプライアンス意識の醸成を図り、その遵守体制の一層の強化に取り組む。

- ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書の取り扱いは社内規定に従い適切に保存および管理（廃棄を含む）する。

- ③ 当社および子会社からなる企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理施策を推進するために関連諸規定を見直し、リスク要因の継続的把握と損失の極小化に努め、リスク管理体制の一層の強化を図る。

- ④ 当社および子会社からなる企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画、年度計画、年度予算制度に基づき明確な目標を付与し、全社および各事業別の予算・業績管理を実施し、企業価値の増大と効率的経営を目指す。

- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の業務執行および経営状況等の監査を実施し、必要に応じ是正勧告等を行い、業務の適正化を図る。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その人事については取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員が意見交換し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性と監査等委員会からの指示の実効性を確保したうえで決定し、監査等委員会補助スタッフを置く。

- ⑦ 当社および子会社からなる企業集団における取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に業務の執行状況等必要な報告をするための体制

当社は、監査等委員会に対して業務の執行状況等の必要な報告をする。また、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実については発見次第直ちに監査等委員会に対して報告をする。

コンプライアンス上の問題がある事項に関する通報窓口に通報があった場合には、当該通報の内容を監査等委員会に対して報告する。

監査等委員会に対して報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算をもうけ、監査等委員から費用の前払等の請求があったときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑨ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、当該子会社の管理を行う部署の管理役員より、取締役会で報告する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社からなる企業集団においては、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法およびその他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

- ① 当社および子会社からなる企業集団における取締役および使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令や社内規定等の遵守態勢強化に向けて、監査において各部署の遵守状況の点検を重点的に実施しております。

コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス全般に関する方針・施策等を審議する他、コンプライアンスに関する状況や通報窓口へなされた通報について共有・評価等を行っております。

- ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、会計帳簿、会計帳票などは、社内規定に従って適切に記録され保存・管理しております。

- ③ 当社および子会社からなる企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部署のリスクおよびその対応策の見直しならびに各種基準書・手順書などの見直しを行い、監査において対応策等の実施状況の点検を行っております。また、経営に特に重要な影響

をおよぼす可能性があり、その対応が多部門に亘るリスクを整理し、期末に一元的にモニタリング監査を行うなど、リスク管理体制の一層の強化に取り組んでおります。

- ④ 当社および子会社からなる企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各部署において中期経営計画、年度計画、年度予算を定期的に作成しており、事業別の予算・業績管理を実施しております。

- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

各部署に対して、監査等委員および内部監査室による監査を実施し、業務の適正化を図っております。

- ⑥ 当社および子会社からなる企業集団における取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に業務の執行状況等必要な報告をするための体制

監査等委員は、取締役会やコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ適宜説明を求めています。また、監査等委員と内部監査室は毎月会議を実施し内部監査室から実施事項などの報告を行い、相互に連携する体制を取っております。

- ⑦ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

一定額の予算をもうけ、監査等委員から費用の前払等の請求があったときは、速やかに当該費用または債務を処理しております。

- ⑧ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の管理を行う部署の管掌役員より、当社の取締役会などで報告を行っております。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法およびその他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用を行っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

- ① 基本方針の内容

当社は、長年にわたり築き上げてきた各種技術を有効に活用しつつ、中期経営計画の実行に取り組むことが、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、創立以来蓄積された専門技術やノウハウを十分に理解したうえで、顧客、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を維持しつつ、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させていく

者でなければならぬと考えております。

② 基本方針の実現に資する取り組み

上記の基本方針のもと、当社グループは、創立以来硫酸関連技術を基盤に酸化チタンや界面活性剤を生み出し、さらには、これら製品において長年蓄積してきた表面処理技術、分散技術、スルホン化技術等を駆使し、化粧品用向けの微粒子酸化チタン、表面処理製品や圧電材料等の高付加価値製品を生み出し、企業価値向上に努めてまいりました。

現在当社グループは、これまで培ってきた企業基盤を礎に、これらの一層の積極的な展開と経営資源の重点配分により、さらなる躍進を期すべく取り組んでおります。殊に、環境関連製品の新規開発をはじめ、コア技術を核とした高付加価値製品への展開、それらの早期事業化を推進し、さらに諸課題に果敢に取り組んで、持続的な企業価値向上を図っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2008年6月27日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、その後、2011年6月29日、2014年6月27日、2017年6月28日開催の定時株主総会において、その一部変更と継続について株主の皆様にご承認いただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます）を運用してまいりましたが、旧対応方針の有効期間は2020年6月25日開催の定時株主総会終結の時までとなっております。当社は、旧対応方針継続後も当社の企業価値・株主共同の利益向上のため、その在り方について引き続き検討してまいりました結果、旧対応方針を一部見直したうえ（以下、見直し後の対応方針を「本対応方針」といいます）、2020年6月25日開催の定時株主総会において本対応方針の継続について株主の皆様にご承認をいただきました。

本対応方針は、大規模買付者に対し、事前に、遵守すべき手続を提示し、大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容についての情報収集、検証等を行い、株主の皆様は大規模買付者の買付情報および当社取締役会の計画や代替案を提示することにより、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等の十分な情報をもって、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことを目的としております。

本対応方針においては、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、当社が定める所要の手続（以下「大規模買付ルール」といいます）に従って行わなければならないものとし、大規模買付ルールに従わない場合、あるいはこれに従う場合でも大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと判断される場合には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行います。

本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.tayca.co.jp/>) に掲載の2020年5月12日付公表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続について」をご参照ください。

④ 上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記②の取り組みは、長年にわたり築き上げてきた各種技術を駆使し、中期経営計画の実行を通じて、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものであります。従って当社取締役会は、この取り組みが基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

上記③の取り組みは、大規模買付行為が行われた場合に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様にご判断いただくために、必要な情報や時間を確保したり、当社取締役会が大規模買付者と交渉を行い、また、株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するためのものであります。また、大規模買付行為に対する対抗措置は、予め定められた合理的な客観的要件に該当した場合にのみ発動されるよう設計されており、さらに対抗措置の発動にあたっては、社外有識者等により構成された独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされていることなど、当社取締役会の恣意的な判断を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を図る目的に沿った本対応方針の運用が行われる枠組が確保されております。これらのことから当社取締役会は、この取り組みが基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は基本的に株主に対する安定した利益還元を重要事項と認識し、必要となる十分な株主資本の水準を保持するとともに、各期の業績等を総合的に判断して配当を実施することとしております。

当期末の配当金につきましては、2022年5月11日開催の取締役会におきまして、1株当たり18円とさせていただきます。なお、中間配当金は1株当たり18円を実施しており、年間配当金は1株当たり36円となりました。

(注) 本事業報告中の百万円単位の金額および千株単位の株式数は、それぞれ単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	(72,128)	(負 債 の 部)	(20,865)
流 動 資 産	42,300	流 動 負 債	14,490
現金 及 び 預 金	13,060	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	6,873
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	13,738	短 期 借 入 金	963
電 子 記 録 債 権	350	1 年 内 返 済 長 期 借 入 金	1,942
商 品 及 び 製 品	8,044	未 払 法 人 税 等	864
仕 掛 品	1,279	賞 与 引 当 金	360
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,997	そ の 他	3,485
そ の 他	831	固 定 負 債	6,374
貸 倒 引 当 金	△2	長 期 借 入 金	2,100
固 定 資 産	29,827	繰 延 税 金 負 債	1,112
有 形 固 定 資 産	17,246	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,152
建 物 及 び 構 築 物	6,421	そ の 他	9
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	7,028	(純 資 産 の 部)	(51,263)
土 地	1,695	株 主 資 本	45,725
建 設 仮 勘 定	1,662	資 本 金	9,855
そ の 他	438	資 本 剰 余 金	6,766
無 形 固 定 資 産	1,628	利 益 剰 余 金	31,562
の れ 他	1,463	自 己 株 式	△2,460
そ の 他	164	その他の包括利益累計額	5,170
投 資 そ の 他 の 資 産	10,953	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,912
投 資 有 価 証 券	9,786	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	181
長 期 前 払 費 用	800	為 替 換 算 調 整 勘 定	72
繰 延 税 金 資 産	80	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	4
そ の 他	305	非 支 配 株 主 持 分	367
貸 倒 引 当 金	△20		
資 産 合 計	72,128	負 債 純 資 産 合 計	72,128

連 結 損 益 計 算 書

(自 2021年 4 月 1 日)
(至 2022年 3 月31日)

科 目	金 額	百万円
売 上 高		46,362
売 上 原 価		36,709
売 上 総 利 益		9,653
販売費及び一般管理費		6,001
営 業 利 益		3,651
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	213	
そ の 他	356	570
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34	
そ の 他	30	65
経 常 利 益		4,156
特 別 利 益		
出 資 金 売 却 益	67	
リ ー ス 解 約 益	21	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	94
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	157	157
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,093
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,244
法 人 税 等 調 整 額		△31
当 期 純 利 益		2,880
非支配株主に帰属する当期純利益		34
親会社株主に帰属する当期純利益		2,845

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年 4 月 1 日)
(至 2022年 3 月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 9,855	百万円 6,766	百万円 29,551	百万円 △2,459	百万円 43,714
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△834		△834
親会社株主に帰属する当期純利益			2,845		2,845
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,011	△0	2,010
当 期 末 残 高	9,855	6,766	31,562	△2,460	45,725

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	百万円 6,370	百万円 61	百万円 △187	百万円 △71	百万円 6,173	百万円 341	百万円 50,230
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△834
親会社株主に帰属する当期純利益							2,845
自 己 株 式 の 取 得							△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,458	120	259	75	△1,002	25	△977
連結会計年度中の変動額合計	△1,458	120	259	75	△1,002	25	1,033
当 期 末 残 高	4,912	181	72	4	5,170	367	51,263

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	(65,668)	(負 債 の 部)	(17,275)
<u>流 動 資 産</u>	<u>35,538</u>	<u>流 動 負 債</u>	<u>11,037</u>
現金及び預金	10,713	支払手形	235
受取手形	21	買掛金	4,531
売掛金	10,679	1年内返済長期借入金	1,905
電子記録債権	233	未払金	1,493
商品及び製品	7,595	未払費用	51
仕掛品	1,125	未払法人税等	671
原材料及び貯蔵品	4,473	賞与引当金	337
前払費用	17	その他	1,811
未収入金	76	<u>固 定 負 債</u>	<u>6,237</u>
短期貸付金	367	長期借入金	2,093
その他	235	繰延税金負債	1,061
<u>固 定 資 産</u>	<u>30,129</u>	退職給付引当金	3,072
<u>有 形 固 定 資 産</u>	<u>15,447</u>	その他	9
建物	5,193	(純 資 産 の 部)	(48,393)
構築物	766	<u>株 主 資 本</u>	<u>43,308</u>
機械及び装置	6,110	資 本 金	9,855
車両運搬具	17	<u>資 本 剰 余 金</u>	<u>6,766</u>
工具、器具及び備品	408	資本準備金	2,467
土地	1,307	その他資本剰余金	4,299
建物	1,643	<u>利 益 剰 余 金</u>	<u>29,145</u>
<u>無 形 固 定 資 産</u>	<u>135</u>	その他利益剰余金	29,145
ソフトウェア	134	別途積立金	21,200
施設	1	繰越利益剰余金	7,945
<u>投 資 そ の 他 の 資 産</u>	<u>14,546</u>	<u>自 己 株 式</u>	<u>△2,460</u>
投資有価証券	9,748	<u>評 価 ・ 換 算 差 額 等</u>	<u>5,085</u>
関係会社株	3,754	その他有価証券評価差額金	4,903
長期貸付金	9	<u>繰 延 ヘ ッ ジ 損 益</u>	<u>181</u>
関係会社長期貸付金	339		
長期前払費用	684		
差入保証金	199		
その他	72		
貸倒引当金	△262		
資 産 合 計	65,668	負 債 純 資 産 合 計	65,668

損 益 計 算 書

(自 2021年 4 月 1 日)
(至 2022年 3 月31日)

科 目	金 額	百万円
売 上 高		34,002
売 上 原 価		26,305
売 上 総 利 益		7,697
販売費及び一般管理費		4,877
営 業 利 益		2,819
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	487	
そ の 他	270	758
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
そ の 他	40	64
経 常 利 益		3,513
特 別 利 益		
出 資 金 売 却 益	67	
リ ー ス 解 約 益	21	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	94
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	162	162
税 引 前 当 期 純 利 益		3,445
法人税、住民税及び事業税		947
法 人 税 等 調 整 額		△25
当 期 純 利 益		2,523

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	百万円 9,855	百万円 2,467	百万円 4,299	百万円 6,766	百万円 21,200	百万円 6,256	百万円 27,456
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△834	△834
当 期 純 利 益						2,523	2,523
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	1,688	1,688
当 期 末 残 高	9,855	2,467	4,299	6,766	21,200	7,945	29,145

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	百万円 △2,459	百万円 41,620	百万円 6,362	百万円 61	百万円 6,424	百万円 48,044
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△834				△834
当 期 純 利 益		2,523				2,523
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△1,459	120	△1,339	△1,339
事業年度中の変動額合計	△0	1,688	△1,459	120	△1,339	348
当 期 末 残 高	△2,460	43,308	4,903	181	5,085	48,393

(注) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

ティカ株式会社
取締役会 御中

恒栄監査法人
大阪府大阪市

代表社員 業務執行社員	公認会計士	大石 麻瑳央
代表社員 業務執行社員	公認会計士	寺田 奈美子
代表社員 業務執行社員	公認会計士	白江 伸宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ティカ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

ティカ株式会社
取締役会 御中

恒栄監査法人
大阪府大阪市

代 表 社 員	公認会計士	大 石 麻瑳央
業務執行社員		
代 表 社 員	公認会計士	寺 田 奈美子
業務執行社員		
代 表 社 員	公認会計士	白 江 伸 宏
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ティカ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第156期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1)監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、オンライン会議システムも活用しながら、子会社の取締役及び内部監査室と意思疎通及び情報の交換を図り事業の報告を受け、必要に応じて財産の状況を調査しました。
- (2)事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3)会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審査会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 恒栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 恒栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月20日

テイカ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	宮	崎	晃	㊞		
監査等委員	山	田	裕	幸	㊞	
監査等委員	田	中	等	㊞		
監査等委員	山	本	浩	二	㊞	
監査等委員	尾	崎	ま	み	こ	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款の一部変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則第2条を設けるものであります。なお、本条は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 附則 (社外監査役の責任免除に関する経過措置) 令和元年6月開催の第153回定時株主総会の 終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含 む）の行為に関する会社法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約については、なお 同定時株主総会の決議による変更前の定款第 40条の定めるところによる。 (新 設)	<u>第16条（電子提供措置等）</u> 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類等の内容である情報について、電子提供 措置をとるものとする。 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務 省令で定めるものの全部又は一部について、議 決権の基準日までに書面交付請求をした株主 に対して交付する書面に記載しないことができ る。 附則 <u>第1条(社外監査役の責任免除に関する経過措 置)</u> 令和元年6月開催の第153回定時株主総会の 終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含 む）の行為に関する会社法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約については、なお 同定時株主総会の決議による変更前の定款第 40条の定めるところによる。 <u>第2条(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 定款第16条（株主総会参考書類等のインター ネット開示とみなし提供）の削除及び定款第 16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9 月1日から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日 から6か月以内の日を株主総会の日とする株主 総会については、定款第16条（株主総会参考書 類等のインターネット開示とみなし提供）は、 なお効力を有する。 本条の規定は、2022年9月1日から6か月 を経過した日又は前項の株主総会の日から3か 月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削 除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(5名)は任期満了となります。また、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会からは株主総会で陳述すべき特段の事項がない旨を確認しております。

その候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	い で い し ゅ ん じ 出 井 俊 治 (1964年3月24日生)	1986年4月 当社入社 2012年4月 当社岡山研究所長 2015年4月 当社営業部長 2017年6月 当社東京支店長 2018年6月 当社取締役東京支店長 2018年8月 T F T (株)代表取締役社長、現在に至る 2019年6月 当社取締役上席執行役員東京支店長 2020年6月 当社取締役常務執行役員 2021年6月 当社取締役専務執行役員、現在に至る (現在の担当) 営業部、東京支店、大阪研究所、岡山研究所、 電子材料部管掌 (重要な兼職の状況) T F T (株)代表取締役社長	12,600株
取締役候補者とした理由 出井俊治氏は、当社入社後、研究部門や営業部門等において豊富な業務経験と実績を有しております。これらの経験および知見が当社経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	にし の まさ ひこ 西 野 雅 彦 (1959年10月9日生)	1984年 4 月 日商岩井(株)入社 2003年 9 月 (株)サンクロレラ入社 2010年 8 月 当社入社 2011年10月 当社営業部長 2015年 4 月 当社東京支店長 2015年 6 月 当社取締役東京支店長 2017年 6 月 当社取締役 2017年 6 月 テイカ商事(株)代表取締役社長、現 在に至る 2019年 6 月 当社取締役経営企画部長 2019年 6 月 当社取締役上席執行役員経営企画 部長 2020年 4 月 当社取締役上席執行役員 2020年 6 月 当社取締役常務執行役員 2021年 4 月 当社取締役常務執行役員大阪工場 長 2021年 4 月 当社取締役常務執行役員、現在に 至る (現在の担当) 環境品質管理部、資材部、大阪工場管掌 (重要な兼職の状況) テイカ商事(株)代表取締役社長	5,400株
取締役候補者とした理由 西野雅彦氏は、長年の商社等の勤務において豊富な営業経験と海外勤務の実績を、また当 社入社後は営業部門や管理部門等において十分な実績を有しております。これらの見識お よび実績が当社経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	なか つか やす ゆき 中 務 康 介 (1961年1月31日生)	1983年 4 月 当社入社 2006年 6 月 当社総務部長 2015年 4 月 当社総務部長、資料編纂室長 2016年 7 月 当社理事総務部長 2019年 6 月 当社執行役員総務部長 2020年 6 月 当社上席執行役員総務部長 2020年 7 月 当社上席執行役員総務部長、人事 部長 2021年 6 月 当社常務執行役員総務部長、人事 部長、現在に至る (現在の担当) 経理部、DX推進室管掌、総務部長、人事部長	6,300株
取締役候補者とした理由 中務康介氏は、当社入社後、資材部門や総務部、人事部等の管理部門において豊富な業務経験と実績を有しております。これらの経験および知見が当社経営に活かされることを期待し、新たに取締役候補者とししました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
4	いわ さき た ま た ろ う 岩 崎 多摩太郎 (1967年3月29日生)	1989年4月 当社入社 2010年4月 当社東京支店次長 2016年1月 テイカ倉庫(株)営業部長 2016年10月 同社営業倉庫統括部長 2017年6月 同社代表取締役社長 2020年6月 当社取締役上席執行役員岡山工場 長、現在に至る (現在の担当) 熊山工場管掌、岡山工場長	6,300株
取締役候補者とした理由 岩崎多摩太郎氏は、当社入社後、営業部門や工場部門等において豊富な業務経験と実績を有しております。これらの経験および知見が当社経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。			
5	むら た よし ひろ 村 田 悦 宏 (1968年7月11日生)	1992年4月 当社入社 2017年4月 当社東京支店次長 2019年6月 ジャパンセリサイト(株)代表取締役 社長、現在に至る 2020年6月 当社東京支店長 2021年6月 当社執行役員東京支店長、現在に 至る (重要な兼職の状況) ジャパンセリサイト(株)代表取締役社長	1,700株
取締役候補者とした理由 村田悦宏氏は、営業部門において豊富な業務経験と実績を有しており、また2019年6月より関連会社であるジャパンセリサイト(株)代表取締役社長として経営を担っております。これらの経験および知見が当社経営に活かされることを期待し、新たに取締役候補者としてしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
6	な ぎ た ま さ お 名木田 正 男 (1950年 4 月13日生)	1973年 4 月 当社入社 2004年 6 月 当社東京支店長 2005年 6 月 当社取締役東京支店長 2009年 6 月 当社常務取締役東京支店長 2010年 6 月 テイカ商事(株)代表取締役社長 2010年10月 当社常務取締役営業部長 2011年10月 当社常務取締役 2013年 6 月 当社専務取締役 2014年 6 月 当社代表取締役社長 2014年 6 月 テイカ倉庫(株)代表取締役社長 2017年 4 月 ジャパンセリサイト(株)代表取締役 社長 2019年 6 月 当社代表取締役社長執行役員 2020年 6 月 当社代表取締役会長、現在に至る	31,090株
取締役候補者とした理由 名木田正男氏は、当社入社後、研究部門や営業部門等において豊富な業務経験と実績を有しており、また2014年6月より当社代表取締役社長、2020年6月より当社代表取締役会長として経営を担っております。これらの経験および実績を活かし、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役候補者としました。			

- (注) 1. 村田悦宏氏は、当社の重要な子会社であるジャパンセリサイト(株)（当社の出資比率50％）の代表取締役社長であり、当社は同社との間にセリサイト製品の購入等の取引関係があります。なお、その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（ご参考）取締役のスキル・マトリックス【株主総会終了後の予定】

第2号議案および本定時株主総会終了後開催予定の取締役会で役付執行役員および執行役員選定の件が承認された場合の取締役会・監査等委員会の構成および各取締役に対して特に経験・知識・専門性を活かすことを期待する分野は以下のとおりです。

役職等	氏名	社外・独立性	経験・知識・専門性							
			企業経営	法務 リスク管理	財務 会計	製造技術 研究開発	営業	人事 労務	海外経験	環境 社会
取締役 社長執行役員	出井俊治		○			○	○			
取締役 常務執行役員	西野雅彦		○				○		○	○
取締役 常務執行役員	中務康介			○	○			○		○
取締役 上席執行役員	岩崎多摩太郎		○			○	○	○		○
取締役 上席執行役員	村田悦宏		○				○			
取締役	名木田正男		○	○		○	○	○		○
取締役 常勤監査等委員	宮崎晃			○	○	○	○			
取締役 監査等委員	山田裕幸	社外 独立	○			○	○			○
取締役 監査等委員	田中等	社外 独立		○				○		○
取締役 監査等委員	山本浩二	社外 独立	○		○					
取締役 監査等委員	尾崎まみこ	社外 独立				○			○	○

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

〔株主総会会場ご案内図〕

会場：大阪市中心区南船場4丁目3番2号 ヒューリック心齋橋ビル3階

TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋「バンケット」



アクセス方法

大阪メトロ御堂筋線、大阪メトロ長堀鶴見緑地線「心斎橋」駅より徒歩2分

「心齋橋駅」3番出口を出て御堂筋沿いを北へ進み御堂筋3丁目の交差点を左にお進みください。

(注)同じ T K P 関連のビルが近隣にもございますので、お間違えのないようご注意願います。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

本印刷物は、FSC®認証紙と植物油
インキを使用しています。